

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		児童通所給付費等の支給要否決定
根拠法令及び条項		児童福祉法第21条の5の7第1項
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者支援第1係、障がい者支援第2係
審査基準	関係条項	児童福祉法第21条の5の7第1項 新座市福祉事務所長事務委任規則第2条第3号
	基準 (未設定の場合はその理由)	児童福祉法抜粋 (障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給) 第二十一条の五の六 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。 第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定を行うものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

手続の流れ

児童通所給付費等の支給要否決定

